

2024年8月29日改正

一般社団法人日本家族療法学会 代議員選出に関する細則

第一章 代議員

第1条 代議員は、正会員によって選出されるものとする。

第2条 代議員の定数は30名とし、次のとく7地区に配分する。

1. 北海道地区	1名	5. 近畿地区	5名
2. 東北地区	2名	6. 中国・四国地区	2名
3. 関東地区	14名		
4. 北陸・信越地区	4名	7. 九州・沖縄地区	2名
東海地区			

第二章 選挙管理委員会

第3条 会長は、会員のなかより選挙管理委員若干名を委嘱する。

第4条 選挙管理委員に委嘱された者は、ただちに代議員の選出に関する事務を管理し、全ての代議員が選出された後、その任が解かれるものとする。

第三章 選挙資格

第5条 代議員選挙の選挙権は前年度までの会費を納入した正会員とし、被選挙権はそのうち継続して5年間以上の年会費を納めている者とする。

第四章 選出方法

第6条 代議員の選挙は、別に定める内規に従い、地区ごとの立候補制とする。

第7条 立候補は、推薦人2名及び立候補者について原則としてWEB上の申請を受け付ける。ただし、文書による立候補を希望する者においてはこの限りではない。なお、推薦人は選挙権を有する正会員とする。

第8条 選挙管理委員会は受け付けた立候補者の氏名を正会員に告示し、同時に所定の投票用紙を、郵送による投票を希望する選挙権者に限り送付するものとする。ただし、代議員立候補者のいない地区が生じた場合は、投票期日を延期して当該地区について2次募集を行う。

第9条 投票は立候補者の所属する地区的選挙権者が行う。無記名投票とし、地区ごとに、以下のよ

うな投票形式とする。

1. 1名単記 定員1～2名（北海道地区、東北地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）
2. 2名連記 定員3～6名（北陸・信越・東海地区、近畿地区）
3. 5名連記 定員7名以上（関東地区）

第10条 投票は原則として郵送または電磁的方法により実施し、締切日までに到着したものをもって有効とする。

第11条 告示した立候補者以外の氏名を記載した場合、氏名が特定できない場合は無効票とする。

第12条 当選者の決定は有効投票の順に上位から定数までを当選とする。なお、同順位の場合は選挙管理委員会によって抽選決定する。また、当選者が何らかの理由で辞退した場合には次点者をもって当選とする。

第13条 選挙管理委員会は選挙結果を立候補者に通知し、代議員会において報告する。会員に対しては、学会誌など適宜な方法において得票数を含めた次点者までの選挙結果を報告する。

第14条 選出後に代議員のいない地区が生じた場合は、同地区における代議員選挙での次点者をもって同地区の代議員とする。